

## 鶴岡市農業委員会第1回西部農地部会議事録

|             |  |
|-------------|--|
| 日 時<br>場 所  | 令和2年12月14日(月) 午前9時30分<br>鶴岡市役所本庁舎 6階 大会議室  |
| 出 席<br>農業委員 | 1番 五十嵐 覚    2番 荻原 優太    3番 坂東 陽水    4番 丸山 成章<br>5番 阿部 元成    6番 吉住 喜之    8番 石塚 治己    9番 土岐 善久<br>10番 佐藤 康弘  |
| 出 席<br>推進委員 | 1番 須田 進二    2番 原田 政幸    3番 齋藤 潤子    4番 齋藤 健一<br>5番 阿部 隆    6番 田澤 幸弘    7番 榎本 勝    8番 長谷川 浩之<br>9番 菊地 勝三    10番 野村 仁    11番 佐藤 泰仁    12番 佐藤 克久<br>13番 本間 誠    14番 五十嵐 一浩    15番 佐藤 宣夫           |
| 遅参委員        | なし   |
| 早退委員        | なし   |
| 欠席委員        | 7番 大池 典子 農業委員    16番 伊藤 貢 推進委員   |
| 事 務 局       | 局長 佐藤 友志    局長補佐 池原 政志    主査 野口 みゆき<br>主査 黒井 布美    主査 渡部 宏一<br>専門員 伊藤 豊    専門員 石塚 亮<br>鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸    温海分室主査 五十嵐 明美   |
| 議事日程        | 1. 開会<br>2. 議事録署名委員の選出<br>3. 会期の決定<br>4. 報告<br>5. 議事<br>6. 農業者年金の裁定請求について<br>7. 閉会   |
|             | 開 会      午前9時30分   |
| 議 長         | 本日の欠席届は7番 大池 典子 農業委員、16番 伊藤 貢 推進委員より提出されております。遅参、早退はありません。<br>定足数に達しておりますので、ただ今より第1回西部農地部会を開会します。<br>はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第24条第3項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 |
|             | (異議なしの声あり)   |
| 議 長         | 異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。3番 坂東 陽水 委員、4番 丸山 成章 委員を指名いたします。<br>次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。   |
|             | (異議なしの声あり)   |

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| 議 長                                | <p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。<br/>         それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について<br/>         報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約について<br/>         報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について<br/>         報告第4号 農地の転用事実に関する照会について<br/>         報告第5号 許可を要しない農地の転用について<br/>         報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について<br/>         報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について</p> <p>を一括上程いたします。<br/>         事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局                              | (説 明) 《報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について》   |
|                                    | (説 明) 《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について》  |
|                                    | (説 明) 《報告第3号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》   |
|                                    | (説 明) 《報告第4号 農地の転用事実に関する照会について》   |
|                                    | (説 明) 《報告第5号 許可を要しない農地の転用について》  |
|                                    | (説 明) 《報告第6号 農地法第4条の規定による届出申請について》  |
| (説 明) 《報告第7号 農地法第5条の規定による届出申請について》 |   |
| 議 長                                | 報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。   |
|                                    | ( 発言者なし )   |
| 議 長                                | <p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。<br/>         これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事 務 局                              | (説 明) 《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》  |
| 議 長                                | <p>3条案件ですので各担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。</p> <p>鶴23は私から。12月7日須田推進委員と鶴岡分室佐藤専門員とで現地調査に行っていました。受け手の父親が隣の田を所有・耕作しており隣の田を買いたいということでした。効率的に利用されており適正な管理がなされておりました。</p> <p>鶴24ですが、こちらは所有者が■■■の方で離れているためなかなか耕作できないということで耕作者を探しておりやっと今回近くの人が受人として見つかったものです。効率的に利用されており適正な管理がなされておりました。</p> <p>鶴25ですが、株式会社ウィズファームが解散予定で農業廃止ということで元の受人に戻るといことです。ハウス1棟でして効率的に利用されており適正に管理されておりました。</p> <p>鶴26ですが、隣地で受人が耕作しており隣の畑も耕作したいということでした。こちらも効率的に利用されており適正に管理されておりました。</p> |
| 議 長                                | 14番五十嵐一浩推進委員。   |
| 14番<br>推 進 委 員                     | 14番推進委員五十嵐です。温7について先月の12月9日担当職員奥井さんと確認しました。今までも■■さんが借りて畑を作っていたのですが、■■さんの転居に伴い■■さんに譲るといことです。   |
| 議 長                                | 8番石塚治己委員。   |

|         |   |
|---------|---|
| 8 番 委 員 | 8 番石塚です。鶴 27、菊地推進委員共々確認しております。親子での使用貸借ということで問題はないのでありますが、見ての通り筆数が非常に多く、それ以外にも借りて耕作している土地がかなりあります。保全管理されている農地につきましては若干管理が遅れ気味ということでありまして圃場案件もいろいろある圃場でありますので、適正な耕作をするよう指導しておるところです。貸借自体については問題ないものと思われまます。 |
| 議 長     | それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。   |
|         | ( 発言者なし )   |
| 議 長     | ないようですので、質疑を終結し採決を行います。<br>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。  |
|         | ( 全員賛成 )  |
| 議 長     | 全員賛成により、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については原案通り決しました。<br>続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。  |
| 事 務 局   | (説 明) 《議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》  |
| 議 長     | 担当委員より現地調査及び現地確認の報告ということで私から報告します。<br>先ほど同様 12 月 7 日、1 番推進委員須田さんと鶴岡分室佐藤専門員と行ってまいりました。これは最初の申請人は鶴岡市長だったのですが今回佐藤工務からで、工事が遅れているということでもう 3 ヶ月くらい一時転用の申請が出たものです。適正な工事現場でした。                                    |
| 議 長     | それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。   |
|         | ( 発言者なし )   |
| 議 長     | ないようですので、質疑を終結し採決を行います。<br>議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。  |
|         | ( 全員賛成 )  |
| 議 長     | 全員賛成により、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については原案通り決しました。<br>続きまして、議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。   |
| 事 務 局   | (説 明) 《議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について》   |
| 議 長     | それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。   |
|         | ( 発言者なし )   |
| 議 長     | ないようですので、質疑を終結し採決を行います。<br>議案第 3 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について賛成委員の挙手を求めます。   |

|               |  |
|---------------|--|
|               | ( 全員賛成 )   |
| 議 長           | <p>全員賛成により、議案3号 農用地利用集積計画(案)の決定については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事 務 局         | ( 説 明 ) 《 議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について 》  |
| 議 長           | これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  |
|               | ( 発言者なし )  |
| 議 長           | <p>ないようですので、質疑を終結し採決を行います。</p> <p>議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)について賛成委員の挙手を求めます。</p>   |
|               | ( 全員賛成 )   |
| 議 長           | <p>全員賛成により、議案第4号 農地中間管理事業に関する配分計画(案)については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>  |
| 事 務 局         | ( 説 明 ) 《 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について 》  |
| 議 長           | <p>こちららも現地調査を行っております。私から報告します。12月7日に1番推進委員須田さんと鶴岡分室佐藤専門員で行ってまいりました。地図を見ていただくとわかるように隣が店舗になっておりまして、その隣と向かいも住宅があります。住宅接続ということで適正ではないかということで見てまいりました。</p>  |
| 議 長           | <p>これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>5番阿部隆推進委員。</p>   |
| 5番<br>推 進 委 員 | <p>5番推進委員阿部です。この件に関して今伺った通り何ら問題はないということでしたが、この農業振興地域の整備計画の変更というものについて、そのルールを教えてください。</p>   |
| 事 務 局         | <p>今回は住宅の建築ということになりますが、変更できる条件というのが、まず農地転用が確実にできることです。これが例えば住宅の建築での5条転用許可の申請が通らない案件であればこちらの農業振興地域整備計画の変更もできないこととなります。</p> <p>条件としては住宅への農地転用が可能であるということを以て、この場合ですと農業振興地域整備計画の変更について認めることができるということになっております。当然申請地の近隣の方、生産組合の了解を得ていることが条件にはなります。</p> |
| 5番<br>推 進 委 員 | <p>今、説明いただいたのはできる例ということで、例えば農業振興地域は農業をやる地域と区分されているわけですが、その中でこういう場合はできないという事例はありますか。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>事務局</p>    | <p>農業委員会手帳をご覧ください。資料の23ページに農業振興地域整備計画についてというところで、3番目に農用地区域の設定または除外の基準等という表があります。この中で左側の方に①から⑤までありますが、これが農業振興地域の設定をするときの基準。こういった5つの要件があるような土地については農振農用地に設定しましょうというのが左側の表です。</p> <p>そして右側の表が除外する場合にはこういった条件がありますよという記載になっています。</p> <p>まず1つ目が農用地等以外の土地にすることが必要かつ適当で、農用地区域以外に代替する土地がないこと。ですから転用事業、何か建物を建てたいといった時に明らかにそこしかなかったという場合が必要だという条件があります。</p> <p>二つ目が農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないこと。よく言われるのが白地接続ですかというのが一般的にあります。ですから農地の真ん中とかそういったところは除外できません。今回みたいに集落に接続している場所だということで大丈夫だという受け止め方になります。</p> <p>3番目として集積に支障を及ぼさないこと。これについては担い手の集積等について支障がないようにということです。例えば担い手が利用している土地についてそこを除外して転用してとなると担い手の経営面積が減少するわけですのでそういった支障が出ないようにというのが1つ考えなければならない要件です。</p> <p>4番目に土地改良施設の機能に支障がないこと。これは改良区の施設に支障がないようにというのが要件の1つになっています。</p> <p>最後に農業生産基盤整備が完了した翌年度から8年が経過していること。基盤整備盤面的整備を含めてですがそういった公共投資をして優良農地にした土地については完了してから8年間はダメですと。</p> <p>この5つの要件をクリアするということが農振農用地から除外する要件になっていますし、さらには鶴岡市では農振除外をするときの取扱要綱というものを定めていまして、これプラス独自に鶴岡市の方でもう少し網を強くしています。用途としては住宅や工場であれば拡張のためにしかできませんよといったように市街化調整区域の農地については要件を新たに厳しく設定しているということがあります。</p> <p>こういった本人からの申し出を受けて法律上の条件、それから鶴岡市独自の除外要件をクリアする案件については市の方で関係機関に除外についての意見を聞いて市の方で判断をして決定し、市の計画の変更をすることになっております。その際は県からの同意も得て進むという流れになっております。</p> |
| <p>議長</p>     | <p>他にありませんか。<br/>7番榎本勝推進委員。</p>   |
| <p>7番推進委員</p> | <p>7番推進委員榎本です。農業振興地域整備計画の変更は5年に一度しかできないのだという認識がありました。県の同意を得るために相当期間がかかるというようなことで認識していましたのでその点について。</p> <p>それから先ほど県の認可ということがありましたが、今回の審議は意見を求められているのか、その辺をお聞かせください。</p>  |
| <p>事務局</p>    | <p>農振農用地の農振除外についてですが、鶴岡市の場合、年2回こういった個別の案件で農振除外についての申請を受け付けております。こちらについては農振除外の申請を受け付けた後に県、こちらでは庄内総合支庁ですが、そちらの方と現場確認をして事前協議をしたうえで最終的に県の方からの同意を得て農振除外の決定となります。先ほど言われました5年に1回の変更については、現時点ではできていない状況にあります。</p>   |

|        |  |
|--------|--|
| 事務局    | <p>最後のご質問、今回の議案については鶴岡市農政課農業振興担当から農業委員会に意見を求めてきたもので、今回農業委員の皆さんからこの案件について意見をいただいて鶴岡市に返答するものです。</p>  |
| 事務局    | <p>榎本委員がおっしゃる5年ごとの変更は、「おおむね5年ごとの基礎調査の結果により」というのがよく言われる5年見直しというもの。</p> <p>それから「又は経済事情の変動その他情勢の推移等により市町村が必要と判断した場合に行う」ということで、今回は5年ごとの見直しの変更ということではなくそういった申し出を受けた変更ということです。</p> <p>鶴岡市で除外についての計画の変更を決定する際には農協や改良区、農業委員会の方に「鶴岡市の方ではこういう変更を検討しているがこれについてご意見ございませんか」といった形で照会をかけております。それで鶴岡市としては照会先の関係機関からの意見を取りまとめ、それを受けて事務を進めるという流れとなります。</p> |
| 議長     | 9番菊地勝三推進委員。  |
| 9番推進委員 | 9番推進委員菊地です。関連ですが、たしか前は5年に1回の変更の時は生産組合長会なり確認をとっていたと思うのですが、今も5年に1回ずつ確認をとっているのでしょうか。  |
| 事務局    | 5年に1回の変更をしていない状況なので、今はおっしゃるような照会等はありません。   |
| 9番推進委員 | そうすると平成十何年かに見直しているはずなのですが、それ以降は各生産組合なりへの確認作業はやっていないということですか。   |
| 事務局    | その平成十何年が最後かはちょっとわかりませんが、今は見直しをしていないので意見聴取もしていないと思います。  |
| 9番推進委員 | 鶴岡市の7号バイパスの件はいろいろ審議になりましたが、それ以外については20年以上見直しなり地域の意見聴取なりしていないということですか。  |
| 事務局    | 農振計画については平成20年が最後だと思いますので20年以降計画の見直しはしていません、10年ちょっと経ってしまいました。  |
| 9番推進委員 | わかりました。  |
| 議長     | 他にありませんか。  |
|        | ( 発言者なし )  |
| 議長     | ないようですので、質疑を終結し採決を行います。<br>議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について賛成委員の挙手を求めます。  |
|        | ( 全員賛成 )   |
| 議長     | <p>全員賛成により、議案第5号 農業振興地域整備計画の変更については原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>   |
| 事務局    | ( 説 明 ) 《 議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 》   |

|        |  |
|--------|--|
| 議 長    | これより審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。<br>8番石塚治己委員。   |
| 8番委員   | 8番石塚です。私の地元の案件ですので説明を加えさせていただきます。この平成31年に認可された案件ですが、この会社はアメリカの投資会社ゴールドマン・サックスの傘下にある日本の企業であり大震災以来こういった再生化エネルギーの会社を立ち上げ化石燃料に依らない発電をしているということで全国に今四十数か所発電所を建設して事業を行っております。酒田では今、風力発電を行っております。今、三瀬八森山から温海の山にかけて建設する予定でしたが風車そのもの、ハブ、ローターが外国から入ってくるということで、そのためには技師さんが来なければならないのですが、コロナの影響で入国できないということで1年延長したいということで申請されております。農地につきましては見てのとおり周りへの影響そのものについては特にないということでありましたのでご審議の方よろしく申し上げます。 |
| 議 長    | 9番菊地勝三推進委員。  |
| 9番推進委員 | 9番推進委員菊地です。申請者の会社JFRは東京にある会社ですが管理会社等いろいろなものは地元で別会社を作って、そこからの申請になります。   |
| 議 長    | 他にありませんか。  |
|        | ( 発言者なし )  |
| 議 長    | ないようですので、質疑を終結し採決を行います。<br>議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について賛成委員の挙手を求めます。   |
|        | ( 全員賛成 )   |
| 議 長    | 全員賛成により、議案第6号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請については原案通り決しました。<br>以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。<br>次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。  |
| 事務局    | (説明)《農業者年金の裁定請求について》   |
| 議 長    | 報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。  |
|        | ( 発言者なし )  |
| 議 長    | ないようでしたら、これをもちまして第1回西部農地部会を閉会します。  |
|        | 閉 会 午前10:35  |

議 長 \_\_\_\_\_ 佐 藤 康 弘 \_\_\_\_\_

議 事 録  
署名委員 \_\_\_\_\_ 坂 東 陽 水 \_\_\_\_\_

議 事 録  
署名委員 \_\_\_\_\_ 丸 山 成 章 \_\_\_\_\_